

IIJ Network Experience Kit 使用許諾規約

制定：令和6年3月13日

第1条 （使用許諾）

株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」）は、IIJが指定するいずれかのサービス利用中に発生した問題の切り分けに供する目的（以下、「本件目的」）で、かつ、IIJが指定するいずれかのサービスを契約している 期間内（以下、「使用許諾期間」）においてIIJが指定するいずれかのサービスを契約しているお客様で当該サービスの利用者（以下、「利用者」）に対しIIJ Network Experience Kit（以下、「本ソフトウェア」）を自らの端末内にダウンロード、使用及び複製する非独占的、譲渡不能な権利を無償で許諾するものとします。この規約の各条項において、本ソフトウェアとは、IIJ Network Experience Kit のほか、当該条項の性質に応じ、本ソフトウェアの使用許諾期間中にIIJが利用者に提供する、更新、改良、修正される全てのプログラム、関連書類、及びコピーを含む場合があります。なお、IIJ Network Experience Kit は本ソフトウェア上で略称である NEX Kit という名称で表記されます。

2. 利用者は、日本語版の Windows 及び macOS、その他 IIJ が指定するいずれかの OS がインストールされたハードウェアでのみ本ソフトウェアをダウンロード、使用するものとします。

3. 利用者は、以下に記す目的に限り、本ソフトウェアを複製することができます。ただし、複製物は、本ソフトウェアの原本に含まれる著作権情報のすべてまたはその他の所有権表示を含むものとします。

①バックアップを目的とした複製

②IIJ が指定するいずれかのサービスを利用しているエンドユーザへ配布することを目的とした複製

4. 利用者は、本ソフトウェアに対し、改変、二次的著作物の作成、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、抽出その他類似の行為を行なってはならないものとします。

5. 利用者は、本件目的以外の目的で本ソフトウェアの使用を行なってはならないものとします。

6. 利用者は、本規約に基づき本ソフトウェアを使用及び複製する権利を第三者にレンタル、サブライセンス、または譲渡等してはならないものとします。

第2条 （利用者の義務等）

下記のいずれかの原因により IIJ が損害を被った場合には、IIJ に対し損害を賠償することに利用者は予め同意します。

①利用者が本規約のいずれかの条項に違反した場合

②利用者による本ソフトウェアの不適切な使用又は誤使用による場合

③利用者による本ソフトウェアの改変による場合

2. IIJ と利用者との間において特段の合意がない限り、利用者は、本ソフトウェアの使用により生ずる一切の費用を負担するものとします。

第3条（知的財産権）

利用者は、本ソフトウェア、及び利用者が作成したすべての正当なバックアップ用複製物について、所有権及び関連する一切の知的所有権は IIJ 又は IIJ が指定するものが有することを確認し、又、この規約において、如何なる商標、役務標章、ロゴ、商号に係る所有権、権利及び権益の一切を利用者に対して与えているものではないことを予め確認したものとします。

2. 利用者は、IIJ の書面による事前の同意なくして、本件目的以外の目的において、IIJ の著作権、商標の全て又は一部の使用又は登録しないものとします。

3. 利用者は、本規約において、自己の著作権、商標の有効性、及び、当該著作権、商標が第三者の財産権を侵害していないこと等、IIJ 及び本ソフトウェアに係る知的財産権に関し、IIJ が保証をしないことを予め同意したものとします。

第4条（無保証）

本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、IIJ は、本ソフトウェアの機能が利用者の要求に合致していること及び本ソフトウェアの動作に欠陥がないことも含め、本ソフトウェアに関して一切保証しません。また、IIJ は、本ソフトウェアに関連して発生した損害について一切責任を負いません。

第5条（免責）

利用者は、IIJ が損害発生の可能性を事前に知らされた場合であっても、本ソフトウェアの使用、使用不能により発生した如何なる逸失利益、利益、データ、及び、特別損害、間接損害、二次的損害、付随的損害の一切の責任を IIJ が負わないことに予め同意します。

2. 利用者は、本ソフトウェアの使用または依存から発生、またはこれらに関連するすべての責任、損失、行為、損害、クレーム（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）から IIJ を防禦するものとします。

第6条（レポート作成における通信情報送信の同意）

本件目的のため行われる本ソフトウェアでのレポート作成において、利用者は、当該レポート作成のために必要な利用者の端末情報及び通信情報が記録されることに同意するものとします。

第7条（輸出規制）

本ソフトウェアは、日本の輸出規制に関する法規及びその他の国の輸出入管理法規の制限を受けるものとします。利用者は、当該法規を無条件に遵守する責任を負うものとします。IIJは、利用者に対し、日本国外における使用の結果について一切責任を負いません。

第8条（変更）

IIJはいつでも、事前に予告なく本ソフトウェアの変更や、提供を中止することができるものとします。また、IIJは、必要に応じ、利用者による本ソフトウェアの使用を制限し、停止し、又は禁止することができるものとします。また、IIJは本規約の条件を変更することができるものとします。

第9条（許諾の停止）

IIJは、使用許諾期間内であっても、利用者が本規約の条項のいずれかに違背したときは、事前に通知を要さずに、直ちに本ソフトウェアの使用許諾を停止することができるものとします。また停止によりIIJが損害を被った場合は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 利用者は、前項に基づきIIJが使用許諾を停止した場合には、IIJに対し、本ソフトウェア（第1条第3項で許諾された複製物も含む）を返還又は破棄するものとします。

第10条（準拠法）

本規約は日本法が適用され、これに従って解釈されるものとします。

第11条（管轄裁判所）

利用者は、IIJと利用者との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とすることに予め同意します。

附則

令和6年3月13日施行

この規約は、令和6年3月13日から実施します。